

加入保険給付表

【被補償者1名あたりの保険金額】

		傷害	特定疾病	
			(A)	(B)
災害死亡補償		100.0万円	100.0万円	100.0万円
後遺障害補償	1級 — 3級	100.0万円	100.0万円	100.0万円
	4級 — 6級	70.0万円	70.0万円	
	7級 — 9級	35.0万円	35.0万円	
	10級 — 12級	10.0万円	10.0万円	
	13級 — 14級	4.0万円	4.0万円	
障害手当金				10.0万円
療養補償	限度日数 180日／入院日額	1,000円	1,000円	1,000円
	限度日数 90日／通院日額	600円	600円	600円

○往復途上補償あり

○給付表中の特定疾病とは、以下の疾病をいいます。

- (1) 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患
- (2) くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
- (3) 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- (4) 細菌性食中毒
- (5) 熱中症（日射病および熱射病など）
- (6) 低体温症
- (7) 脱水症

<後遺障害の程度の認定について>

1. 補償適用の原因が障害のときは、労働者災害補償保険法施行規則別表第1障害等級表の基準に従います。
2. 補償適用の原因が特定疾病のときは、原則として、次の公的給付における等級認定に従います。（詳しくは、特約の規定によります。）
 - (A) 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付
 - ① 労働者災害補償保険法
 - ② 国家公務員災害補償法
 - ③ 裁判官の災害補償に関する法律
 - ④ 地方公務員災害補償法
 - ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
 - (B) 次のいずれかの法律その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
 - ① 厚生年金保険法
 - ② 国民年金法
 - ③ 国家公務員共済組合法
 - ④ 地方公務員等共済組合法

※(B)の公的給付の等級認定に従う場合、特定疾病の後遺障害補償保険金額のうち、②については3級以下が補償対象外となります。

○療法補償保険金（入院日額）の支払対象となる入院中に、治療と目的として特約別表に掲げる手術を受けた場合は、療養補償保険金（入院日額）に特約別表に掲げる手術の種類に応じた倍率を乗じた額を療養補償保険金（手術保険金）としてお支払します。

※あすぼが加入している団体総合保障制度費用保険の給付表です。会員の方でさらに詳細を知りたい方は、あすぼ事務局までお問合せください。

契約者名：あしがら総合型スポーツクラブ「あすぼ」

保険会社：エース損害保険株式会社